

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
代りする)

目次
◇規 則
市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規 則

市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下

「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に必要事項を定めることを目的とする。
(市町村民税所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割に係る基準税額は、当該市町村につき、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$[(A + B - C) \times (0.7 + 0.3 \times D \times 0.8782)] \times 0.735 \times 0.9909606$$

算式の符号

A 課税標準の段階ごとの所得税有資格者数に別表第1(1)に定める単位数を乗じて得た額の合算額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税有資格者数は、市町村税課税状況調査(昭和42年6月27日付受地第623号各市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ。)による市町村民税所得割の納税義務者数のうち有資格者数とする。

B 所得税失格者数に957円を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税失格者数は、種地ごとの所得税有資格者数(Aにおいて用いる所得税有資格者数をいう。)に別表第1(2)に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

C 次の(A)及び(B)の額の合算額

(4) 配当控除の額。この場合において、配当控除の額は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る配当控除額とする。

ロ 山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数に別表第1(3)に定める単位額を乗じて得た額の合算額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円とする。)との場合において、山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数とする。

D 前年分の所得税額を前前年分の所得税額で除して得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。この場合において、前年分の所得税額は前年度の3月31日現在における前年分の申告所得税額及び前年中の源泉所得税額の合算額とし、前前年分の所得税額は前前年度の3月31日現在における前前年分の申告所得税額及び前前年中の源泉所得税額の合算額とする。

(市町村民税法人税割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税法人税割に係る基準税額は、当該市町村につき次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 昭和四十三年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に

係る各

算式
A × 0.076095 × 0.99938 + B × 0.06675 × 0.99903 + C × α × 1.02485

算式の符号

A 昭和42年4月1日から昭和43年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和42年4月1日から昭和42年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和42年11月30日までの間に、昭和42年10月1日から昭和43年1月31日までの間に終了した事業年度に係るもの)にあつては昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B 昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和43年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和42年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和42年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和42年3月31日(昭和42年2

月1日から昭和42年3月1日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和42年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和42年4月1日から昭和42年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和42年12月1日から昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

α 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日以後に終了した法人にあつては、0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し、昭和41年12月31日前に終了した法人及び昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日前に終了した法人にあつては0.0630

ロ Yの法人以外の法人(公同組合及び「Yの親の法人」として認めらるる)に認めらるる
 民権を譲渡したと認めらるるが、次の算式によりて算定した額

$$D \times 0.076095 \times 1.00379 + E \times 0.0630 \times 1.00235$$

算式の符号

D 昭和42年2月1日から昭和43年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

E 昭和29年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人で、昭和42年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和42年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 昭和三十二年度及び前年度の額の過大算定額又は過小算定額次のY及びロに定めることによりて算定した額の合算額とす。

Y 市町村分割法人に係る分
 民権を譲渡したと認めらるるが、地方税法第三十二條の十三及び第三十三條の十四の規定の額によりて、前掲法人によりて認めらるる額によりて算定した額

$$(F \times 0.06675 \times 1.000000 + G \times 0.06675 \times 0.999459 + H \times \beta \times 1.02485) - I$$

算式の符号

F 昭和42年2月1日から昭和42年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和42年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

G 前号の算式の符号中Aに同じ。

H 前号の算式の符号中Cに同じ。

β 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日以後に終了した法人にあつては0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し、昭和41年12月31日前に終了した法人及び

昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日前に終了した法人にあつては0.0650

Ⅰ 昭和42年度普通交付税の再算定の基礎となつた分割法人に係る基準税額

ロ その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$(J \times 0.06675 + 1.00378 + K \times 0.0630 \times 1.00235) - L$$

算式の符号

Ⅰ 前号の算式の符号中Dに同じ。

K 前号の算式の符号中Eに同じ。

L 昭和42年度普通交付税の再算定の基礎となつたその他の法人に係る基準税額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の区域内に所在する土地の地目ごとの昭和四十三年度分の固定資産税の課税標準額(地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十項及び第三十一項の規定により昭和四十三年度分の固定資産税が課される場合における土地の課税標準額をいう。)で知事が調査した額に 0.01029 を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価格に当該市町村の家屋の床面積(知事が調査した昭和四十三年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地法税

法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)を乗じて得た額(新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するものうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとする。)に 0.01029 を乗じて得た額から地方税法附則第六十五項及び第六十六項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として知事が調査した額に 0.75 を乗じて得た額を控除した額とする。

4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号によつて算定される償却資産以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号(イ)により自治大臣から通知のあつた額(以下「通知額」という。)に基づき、次のイ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における事業所統計調査規程によつて調査され、昭和四十一年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表第十五(1)に掲げる産業分類ごとの従業者数(国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方

税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数(当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。)、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した価格三千万円以上の償却資産(以下「三千万円以上の償却資産」という。)を有する事業所の従業者数並びにその従業者が十人未満である事業所の従業者数を除く。以下同じ。)にそれぞれ省令別表第十五(1)に定める補正率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に

一、〇・二九・〇二七円を乗じて得た額であん分した額

ロ 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和四十三年度における償却資産の課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価し、配分した額、省令第三十二条第四項第一号(イ)の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。)に〇・〇〇二五・一四九三を乗じて得た額であん分した額

二 当該市町村について省令第三十二条第四項第一号(イ)、(ロ)及び(ハ)の方法によつて算定した額

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第五条 木材引取税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和四十一年度、昭和四十一年度及び昭和四十二年年度の樹種別素材生産量の合計数

を三で除して得た数に別表第2に定める率を乗じて得た数を樹種別素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第十八(1)に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三七を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の普通交付税の算定について適用する。

(市町村に交付すべき昭和四十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廃止)

2 市町村に交付すべき昭和四十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十四号)は、廃止する。

別表第1 市町村民税所得割に係る表

(1) 課税標準の段階別有資格者数に乗ずる単位額

課税標準額の段階	単 位	額
15万円以下のもの		466
15万円をこえ40万円以下のもの		5,097
40万円をこえ70万円以下のもの		16,617
70万円をこえ100万円以下のもの		34,191

(2) 種地別有資格者数に乗ずる率

100万円をこえ150万円以下のもの	61,565
150万円をこえ250万円以下のもの	120,531
250万円をこえ400万円以下のもの	245,290
400万円をこえ600万円以下のもの	488,395
600万円をこえ1,000万円以下のもの	857,756
1,000万円をこえ2,000万円以下のもの	1,716,761
2,000万円をこえ3,000万円以下のもの	3,528,545
3,000万円をこえ5,000万円以下のもの	5,936,361
5,000万円をこえるもの	15,443,403

(3) 山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準額の段階ごとの数に乗ずる単位数

種 地	率	種 地	率
10	0.276	5	0.686
9	0.322	4	0.825
8	0.386	3	0.978
7	0.448	2	1.151
6	0.568	1	1.342

課 税 標 準 額 の 段 階	単 位	額
15万円以下のもの	円	1,361
15万円をこえ40万円以下のもの		5,646
40万円をこえ70万円以下のもの		

別表第2 樹種別素材生産推定量の算定に用いる率の表

70万円をこえ100万円以下のもの	11,349
100万円をこえ150万円以下のもの	19,829
150万円をこえ250万円以下のもの	42,988
250万円をこえ400万円以下のもの	81,311
400万円をこえ600万円以下のもの	147,751
600万円をこえ1,000万円以下のもの	239,737
1,000万円をこえ2,000万円以下のもの	411,361
2,000万円をこえ3,000万円以下のもの	654,302
3,000万円をこえ5,000万円以下のもの	1,138,499
5,000万円をこえるもの	1,182,886

樹 種 別	率
す	3.25269
ひ	1.67701
ま	0.88326
つ	1.33990
な	0.45234
ぶ	1.01952
その他	0.42666
広葉樹	1.91992